

2024年2月14日

博士学位請求論文審査報告

申請者：

伊藤 将人（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程 SD211002）

論文題目：

戦後日本における地方移住政策の登場と変遷

—政策的移住促進というアイデアと人材としての「移住者」への期待—

論文審査員

堂免隆浩

白瀬由美香

小田切徳美（明治大学）

1. 論文の概要

本論文は、戦後日本における地方移住にかんする政策史研究である。そして、メゾ-マクロレベルである国や都道府県のスケールで地方移住政策に関する議論の蓄積がこれまでなかったことを踏まえ、リサーチクエスチョンとして「なぜ「地方移住」が政策として推進の対象となり推進拡大されてきたか」の解明を目的としている。通史を踏まえ本論文では、第二次世界大戦以前から1967年までを「地方移住」前史、1967年から1998年までを「政策的移住成立期」、1998年から2007年までを「国による政策的移住の本格化期」、そして、2008年以降を「政策的移住促進の推進拡大期」と整理している。「政策的移住成立期」の内、1968年から1974年を「地方移住」がはじまった時期と位置付ける。この時期にUターンや人口還流といった「移住」を指す概念が現れたことを示している。そして、1975年から1988年を、産業を中心とした地域開発時代における移住政策が都道府県を中心に組み込まれた時期と位置付ける。例えば、熊本県では、県内の産業立地に伴う専門性を有する労働人材を移住させるためUターンアドバイザー制度が創設されたことを実証している。続いて、1989年から1997年を、リゾートブームの到来と都市-農村交流の推進を踏まえた移住に注目があつまり、地域への貢献という視点で「人材としての移住者」への期待が集まった時期と位置付ける。次に、「国による政策的移住の本格化期」（1998年から2007年）を、団塊世代の退職に伴う中高年層の大量移住が期待された時期と位置付ける。省庁横断的な国策として移住促進政策が本格化したことを論じている。最後に、「政策的移住促進の推進拡大期」（2008年以降）を、国主導で地方創生政策が展開された時期と位置付ける。国や地方自治体による政策的移住促進は当然のこととなり、地方の地域課題に貢献する質的に優れた若年層の起業家的人材の移住者獲得競争が地方自治体間で展開され

たことを論じている。

2. 本論文の成果と問題点

本論文の成果として認められるのは、以下の諸点である。

第一に、戦後の地方移住政策を通史として整理しその全貌を明らかにした点である。これはまだ移住政策研究において誰も試みておらず、本論文の新規性は非常に大きいと言える。特に評価できる点は、「地方移住」に前史があったこと、また、都道府県により地方移住政策が取り組まれていたことを挙げるができる。

第二に、実証に際して、史料の範囲が、研究論文だけでなく、政策文書、新聞、そして、雑誌記事と幅広く、その量も膨大である点が評価に値する。

第三に、地方移住政策のどの時期においても移住者が「人材」と見なされてきた点を明らかにした点である。これは、地方移住が国土計画、産業政策、地域活性化政策と関連する点を見出せたことに起因する。論文全体の構成としても「人材」を軸に据えることで、各時期の特徴に対する独創的な解釈に成功していると考ええる。

上記以外にも本論文の成果は少なくないものの、残された課題がない訳ではない。本論文では、「地方移住政策」を対象としているものの、通史における各時期において「地方」の意味が異なる点についての考察までは行えていない。関連して、本論文では言説分析を用いているものの、語句の出現頻度等にもとづく分析にとどまり、その含意を解釈するところまでは踏み込めていない。さらに、本論文において地方移住政策の転換期が2008年であるとしているにもかかわらずその前後の時期を共に「開発主義の心性」で解釈可能とした点について、これとは異なる解釈の可能性があったと考えられる。ただし、こうした課題は本論文の学位論文としての水準を損なうものではなく、また伊藤氏もこれらを十分に自覚しているところであり、今後の研究において克服されることが期待される。

3. 最終試験の結果の要旨

2023年1月16日、学位請求論文提出者、伊藤将人氏の論文についての最終試験を行った。本試験において、審査委員が、提出論文「戦後日本における地方移住政策の登場と変遷—政策的移住促進というアイデアと人材としての「移住者」への期待—」に関する疑問点について逐一説明を求めたのに対し、伊藤氏はいずれも的確に応答し、十分な説明を与えた。よって、審査委員一同は、伊藤将人氏が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士（社会学）の学位を授与されるに値すると判断した。